

16 第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九、」の下に「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、」を加え、「並びに前条」を「第四十二条の十二の四並びに前条第七項及び第八項」に改め、「第七十条の二まで」の下に「第一百四十四条及び第一百四十四条の二」を加え、「同じ。」に「同じ。」の百分の九十に」に改め、同項第五号中「第四十二条の六第二項又は第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額」を「同条第八項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する税額控除限度額（同条第十項の規定により同条第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）」に改め、同項第十一号中「前条第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十二条の十第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同一項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第一項に次の一号を加える。

十三 前条第七項又は同項及び同条第八項の規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第九項」に改め、「第四十二条の九第二項」の下に「第四十二条の十第三項」を加え、同条第三項中「第四十二条の六第四項」を「第四十二条の六第十一項」に改め、「第四十二条の九第三項」の下に「第四十二条の十第四項」を加え、同条第四項中「第六十八条の十五の六第一項の」を「第六十八条の十五の七第一項の」に、「第六十八条の十五の六第一項各号」を「第六十八条の十五の七第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条

の十五の六第一項」を「第六十八条の十五の七第一項」に改める。

第四十四条を削る。

第四十二条の二第二項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(耐震基準適合建物等の特別償却)

第四十三条の二 青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第七条又は附則第三条第一項の規定による報告を行つたもの（当該耐震改修対象建築物につき同法第八条第一項又は第十二条第二項（これらの規定を同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は指示を受けたものを除く。）が、平成二十六年四月一日から当該報告を行つた日以後五年を経過する日までの間に、当該耐震改修対象建築物の部分について行う同法第一条第二項に規定する耐震改修（当該耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資するものとして財務

省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該耐震改修対象建築物の部分（以下この項において「耐震基準適合建物等」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は耐震基準適合建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該耐震基準適合建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該耐震基準適合建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該耐震基準適合建物等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設（非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告（同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する

安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。）を行つたもの（当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に定める日から当該報告を行つた日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴つて取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設（港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の部分（以下この項において「技術基準適合施設」という。）のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の四第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五の見出しを「（特定信頼性向上設備等の特別償却）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に、災害対策用基幹放送設備等（同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第一百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして財務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は災害対策用基幹放送設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該災害対策用基幹放送設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該災害対策用基幹放送設備等の償却限度額は、法人税法第三

十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該災害対策用基幹放送設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該災害対策用基幹放送設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十五条第一項中「第四号」を「第五号」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第二号の第三欄中「財務省令」を「専ら開発研究の用に供されるものその他の政令」に改め、同表の第三号の第一欄中「の規定により」を「に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十二条第二項第二号に規定する」に、「指定された」を「定められている」に改め、同表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三号の次に次の一号を加える。

四 沖縄振興特別措置	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済融活性化特別地区として指定された地区	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備について、百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の一二十）
------------	--	--

金融活性化産業に属する

事業

第四十五条第二項の表の第二号の上欄中「及びこれに類する地区として政令で定める区域」を削り、同表に次の一号を加える。

<p>三 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区</p>	<p>製造業その他の政令で定める事業 当該事業の用に供される設備 で政令で定める規模のもの</p>
--	---

第四十六条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)、」を「並びに」に改め、「並びに車両及び運搬具(一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。)」を削る。

第四十六条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十

四項」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十日」を「平成二十七年三月三十日」に改める。

第四十七条の二第一項中「とする。」を「とし、同項第三号に掲げる建築物及び構築物である場合に
は百分の三十とする。」に改め、同条第三項中「並びに第三号」を「第三号に掲げる建築物に係る建
物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物並びに第四号」に改め、同項第二号中「については、」を
「については」に、「を含む」を「及び国家戦略特別区域法第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定す
る国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、口に掲げる地域については当該区域計画を、そ
れぞれ含む」に、「同法第二十条第一項」を「都市再生特別措置法第二十条第一項」に改め、同項第三号
を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向
上事業計画に基づいて行われる同法第五十条第一項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業
により整備される建築物及び構築物で、政令で定めるもの

第五十二条の二第一項中「第四十二条の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第四十二条の

十一第一項」を「第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項」に改め、「第四十二条の十二の三第一項」の下に「、第四十二条の十二の五第一項」を加える。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六」の下に「、第四十二条の十」を、「第四十二条の十二の三」の下に「、第四十二条の十二の五」を加える。

第五十五条第一項中「平成二十六年三月三十日」を「平成二十八年三月三十日」に、「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）」を「特定株式等」に改め、「又は貸倒れ」を削り、「の下欄に掲げる」を「に定める」に改め、「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 資源開発事業法人（第三号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十
- 二 資源開発投資法人（第四号に掲げる法人に該当するものを除く。） 百分の三十
- 三 資源探鉱事業法人 百分の九十
- 四 資源探鉱投資法人 百分の九十

第五十五条第二項第六号中「新增資資源株式等」を「特定株式等」に改め、「又は債権」を削り、同号

イ及び口中「分社型分割」の下に「若しくは現物出資」を加え、同号ハ及び同項第七号を削り、同条第四項中「又は資源特定債権（同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「又は資源特定債権」を削り、同項第五号中「又は資源特定債権」及び「当該特定法人の株式等について」を削り、同条第五項中「政令で定めるところにより」、「から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度」及び「当該海外投資等損失準備金の金額については」を削り、同条第九項中「特定法人の」の下に「第二項第六号の」を加え、「又は貸倒れ」及び「及び当該特定株式等の種類別」を削り、同条第十一項、第十四項、第十八項及び第二十二項中「又は資源特定債権」を削り、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「前項」を「第八項」に、「特定株式等」を「第二項第六号の特定株式等」に、「同項から第二十五項まで」を「第一項から第七項まで及び第九項から前項まで」に改め、同項を同条第一二十六項とする。

第五十五条の二から第五十五条の四までを次のように改める。

(新事業開拓事業者投資損失準備金)

第五十五条の二 青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画（以下この項において「特定新事業開拓投資事業計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び第四項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、当該法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち政令で定めるものに該当する場合には当該投資事業有限責任組合の産業競争力強化法第二条第六項に規定する特定新事業開拓投資事業（以下この項において「特定新事業開拓投資事業」という。）の実施に資するものとして政令で定める要件を満たすものに限る。）のうち、当該計画の認定を受けた日から当該計画の認定に係る特定新事業開拓投資事業計画（産業競争力強化法第十八条第一項の規定による変更の認定が

あつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第四項において「認定特定新事業開拓投資事業計画」という。）に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間として財務省令で定める期間終了の日までの期間（以下この項及び第四項において「積立期間」という。）内において当該投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をしたもののが、当該認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした当該投資事業有限責任組合の組合財産となる産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者（当該計画の認定を受けた日以後に剩余金の配当をしたものを除く。以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式（積立期間内における設立（合併及び分割型分割による設立を除く。）又は資本金の額の増加に伴う払込み又は現物出資により交付されるものに限る。以下この条において同じ。）を積立期間内に終了する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において有している場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適用事業年度終了の時において有する当該株式（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に関する法律第八条第一項の事業年度（以下この項及び第

四項において「計算期間」という。終了の時（当該適用事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該適用事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において前項の規定により当該前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十三の二第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額）がある場合には、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項に規定する法人が、認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式の全部を積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）の積立期間内において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該株式の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該適用事業年度終了の時として当該株式の当該適格分割等の日の前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時（当該前日に終了する当該投資事業有限責任組合の計算期間がない場合には、当該前日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間終了の時）における帳簿価額の合計額の百分の八十に相当する金額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、当該積

み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の新事業開拓事業者投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 第一項に規定する法人が適格合併により合併法人に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。

7 前項又は第六十八条の四十三の二第七項の場合において、これらの規定の合併法人が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該合併法人のその適格合併の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第四項に規定する法人が適格分割等により分割承継法人等に新事業開拓事業者の株式の全部を移転した場合において、同項の規定により当該法人の当該適格分割等の日を含む事業年度の所得の金額の計算

上損金の額に算入された新事業開拓事業者投資損失準備金の金額があるときは、当該新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。

9 前項又は第六十八条の四十三の二第九項の場合において、これらの規定の分割承継法人等が引継ぎを受けた新事業開拓事業者投資損失準備金の金額は、当該分割承継法人等のその適格分割等の日を含む事業年度（連結事業年度に該当するものを除く。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項及び第四項の規定は、前条第一項又は第九項の規定（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定を含む。）の適用を受けた新事業開拓事業者の株式については、適用しない。

11 第三項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第九項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（特定事業再編投資損失準備金）

第五十五条の三 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に同法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定（以下この項

及び次項において「計画の認定」という。)を受けたものが、当該計画の認定を受けた日から同日以後十年を経過する日（当該計画の認定に係る特定事業再編計画（同法第二十七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第二項及び第四項第一号において「認定特定事業再編計画」という。）に記載された同法第二条第十二条第十二項に規定する特定事業再編（以下この項及び第三項において「特定事業再編」という。）に係る同条第十二項第二号に規定する特定会社（以下この条において「特定会社」という。）が当該特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標として政令で定める目標を達成した場合には、その目標を達成した日として政令で定める日）までの期間（第一号において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（平成二十六年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第一号に掲げる特定株式等にあつては、

当該適用事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの 当該事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号に

おいて「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二 最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権 当該事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2 青色申告書を提出する法人で指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある事業年度（以下この項において「特例適用事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特